

# 無線通信アドバイザーグループ(RAG)

## 第 17 回会合報告書

平成 22 年 4 月 28 日

RAG 第 17 回会合日本代表团

無線通信アドバイザーグループ (Radiocommunication Advisory Group、RAG) は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、世界無線通信会議(WRC)の準備や無線通信総会(RA)、ITU-R Study Group(SG)に関する作業、優先度、財政的事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されており、今回の会合は、2010 年 2 月 17 日～19 日の 3 日間の日程で ITU 本部 (ジュネーブ) において開催された。出席者は、47 か国及び 7 組織から 121 名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、(社)電波産業会、(財)日本 ITU 協会及び(株)ワシントンコアから 7 名が出席した。

会合内容は以下のとおりである。なお本会合結果の要約版は 3 月 18 日付で公開されている。("Summary of Conclusions of the seventeenth Radiocommunication Advisory Group Meeting" Administrative Circular CA/189)

### 1. 議事概要の確認について

(Agenda item 2: Approval of the agenda)

本会合の議題承認にあたり、議題に取り扱いがなかったことからシリアより前回 RAG 会合の結論要旨(Summary of conclusions)の修正を求める文書 (Doc. 29 (Syria)) の扱いについての発言をきっかけとして、RAG の議事概要の確認の方法について議論がなされた。(前回までは、会合後日に RAG 議長による結論要旨文書案が回覧され、コメントを求めた後に確定される手続きとなっていた。シリアによればこの手続きに従い意見提出をしたがそれが認められなかったため、今回文書により再度修正を求めたものである)

イランから、今後このようなことのないように今会合の議事録も会合内で確認すべきとの意見であったが、カナダ、オランダ、スウェーデンより日程が足りないのでもこまでする時間はないとの意見もあり、ひとまず議長より最終日の朝までに今会合のポイントを作成して示すということとなった。

その他にも修正があった結果、本会合の最終的な議題は別紙の通りである。

また最終日に、議長より提出された結論要旨のテンポラリー文書 (Doc. TEMP/1(Ch RAG)) について議論がされた。本 TEMP 文書は基本的に受け入れられたが、エディトリ

アルな修正も含めて追加の発言要求が相次ぎ、收拾がつかない状況になる恐れがあった。そこで、議論は途中で打ち切れ、本会合内では修正を行わず、当該 TEMP 文書に対する改訂要望がある主管庁は文書にて意見を提出することとして、今後作成される公式な結論要旨文書には、本議論についてはいくつかのコメントがあったことが記載され、各国の意見は ANNEX として付されることとなった。ANNEX では、内容を詳細に説明する等により明確化するために関係国より出されたコメントが列挙されている。

なお、シリアからの文書 (Doc. 29 (Syria) : RNSS 関連の勧告で RR を引用することをアラブ諸国が引き続き反対しており、第 16 回 RAG の結論要旨文書 (Doc. RAG09-1/13) の 4.1 で、"if appropriate"を"if justified"に修正を求めたにもかかわらず修正されていない点) については、最終決断は次の RA あるいは WRC まで持ち越される点をふまえ、現時点では議長ノートで十分であるとされた。

## 2. 理事会及び全権委員会議関連事項

(Agenda item 3.2: Other Council and plenipotentiary issues)

### (1) ITU メンバーの権利と責務 (Docs. 16 §2.5 (USA) and 19 (USA))

WTSA は、ITU-T 部門への興味を高めるため、学術分野組織のセクターメンバー並びに、発展途上国セクターメンバーの負担金を軽減すること等により会員資格を増やし、負担金を減らす提案を行い、無線通信部門においても同様の変更を行うことを提案している。

今会合において、これに対し疑義を呈する米国より「ITU-R の運用、会員資格及び安定性のための全体の視点から、無線通信部門の全会員及び無線通信局長が理事会及び全権委員に意見を提出することを提案する」文書が入力され審議された。

イランよりこれは RAG の外の話であると指摘があったが、議長からは、確かに RAG の範囲外でありさらなる議論は 4 月の理事会でされるものの、ファイナンスの話は重要であり、議論に貢献できるよう前向きに取り組むことを要請するとされた。

### (2) ITU-R 文書のオンラインアクセスの無料化 (Docs. 20 (USA) and 27 (Brazil))

現在 ITU-R 勧告については加盟国等には無料ダウンロードが試行的に次回全権委員会会議までに限り実施されている。しかし基本的な文書である RR や憲章条約についての無料化の要求についてはまだ実施されておらず、理事会は次回全権委員会会議に財政的な影響を報告することを ITU 事務局に求めている。

今会合では、米国より「ITU-R 勧告文書のフリーオンラインアクセスの継続、RR のフリーオンラインアクセス及び ITU-R 文書の印刷物出版の継続の要望」の文書が、ブラジルより「ITU-R 勧告文書のオンラインアクセス無料化の継続の要望とアクセス無料化に伴う同国における波及効果」の文書が入力され審議された。

勧告等出版物のオンラインアクセスの無料化は ITU-R の活動を促進するため非常に有用であることの合意は得られたが、特に今回新たに提案された RR の無料化を含めて財政

的な考慮が必要であることが指摘され、その決定は理事会及び全権委員会議に委ねることとし、財政面でのコスト問題を引き続き研究していくこととした。

(3) アドバイザリーグループ(AG)での PP 準備事項の扱い (Doc. 23 §5(Korea))

韓国より「PP の準備事項を RAG で検討するのであれば、AG として準備することになり、CV の変更や他セクターの AG も同様な考慮が必要ではないか」という課題を提起する文書が入力された。

これについては、Resolution 112 (Marrakesh, 2002)に従うもので、RAG での議論ではなく直接全権委員会議にあげるのが妥当であるとされた。

なお、本件についての要約結論がシンプルであるため、結論について韓国が理解した内容のコメントが ANNEX にて記載されており、韓国の提案は全権委員会議に理事国しか参加できず、理事国以外の国々にも参加の機会を与えるべく RAG の場を活用することの是非である。(RAG では扱えないという結論は変わらない。)

### 3. Study Group(SG)活動

(Agenda item 4.1: Working methods and activities on the ITU-R Study Groups)

(1) BR からの報告 (Doc.1 §3.1, §3.3)

作業方法として SharePoint の利用が進んでいること及び会議室の不足の対策として会議室予約システムの改良により改善しようとしていること、SG の注目すべき活動として、気候変動への取り組みが継続的に行われていること、緊急災害時に適用される勧告やレポート、ハンドブックの開発、IMT-Advanced の開発が予定通り進んでいることが報告された。

(2) SG の作業運営に関する諸課題について

シリアが提案した、SG 及び WP 会合日数の削減、および、イタリア及びシリアの寄書で提起された古い研究課題・勧告の扱いについては白熱した議論が行われた。

- シリアより、会合参加者の費用負担軽減のために、会合の日数や頻度を削減することが提案 (Doc.26 §3(Syria)) され審議された。

支持をしたのは、イランとレバノンであり、イランからは「通常、SG 会合は年 1 回にかぎる」とした上で SG7 の例 (WP 会合期間の前後に 1 日ずつ開催する) を検討すべきとの意見であった。

一方で、反対をしたのはスウェーデンであり、会合日数を短縮すると多くの small group が同時開催され、参加者の少ない国は、重複する small group に参加できない、SG 会合を WP 会合の前後に開催することは都合がつけづらいなどの、指摘が出され、コレスポネンスグループの活用も提案された。

オランダは、事情は SG により異なるので、一概に扱いづらいため、各 SG の意向を

踏まえるべきであるとの意見、イタリアは各 SG の management team の判断に任せるのが良いとの意見であり、各 SG 毎の事情を考慮して、各 SG 議長・副議長の裁量に任せ、その意向を尊重すべきとの意見が議長経験者からあった。

このように本件については種々の見解が示されたが結論に至らず、これら意見を議長が取りまとめた TEMP 文書では、「会合期間を短期化し、SG は通常年 1 回の 2 日にすることを RAG は支持し、また SG7 の慣行例のように SG の management team には WP のブロック会合の前後に開催する可能性について検討することを要請する」と記述された。しかし、再度イタリアから（SG 会合は原則年 1 回開催について）「支持」ではなく「可能性も検討」であるとの意見が出され、カナダ、バチカンも同意したものの、シリアが、ITU-D での実施例をもとに原則年 1 回を主張し強く反対をしたことから、議論が紛糾した。

結果、今会合中に TEMP 文書の変更は行わず、別途意見を求め ANNEX にそれら意見が添付されることとなった。

そこで、カナダより別途意見が提出され、その内容が ANNEX に掲載されている。カナダとしては、要約結論には「SG 会合の計画にあたってはコスト削減に追従(follow)する選択肢(options)を規定する全権委決定 5 に配慮すべき」とあるが、全権委決定 5(Decision 5 (Rev. Antalya, 2006))での”options”は支出削減の可能な分野を特定することを規定しており、さらに全権委会議は収支バランスを考慮してこのリストを変更することもできるものであるから、この要約の”追従(follow)する”を”考慮(consider)する”に修正すべきであるとしている。

- シリアより、10 年以上経過した古い勧告は revise ではなく renew すべきとの提案 (Doc.26 §5(Syria)) がなされ審議された。

これに対しては、一概に扱うのではなく、ドイツはその勧告の有効性への考慮を、フランスは翻訳コストの配慮をそれぞれ指摘し、イタリア及びブルガリアも各主管庁からの提案ベースで柔軟に対応できるという意見もあり、各 SG の判断でレビューしてケースバイケースであるとの意見が大勢であった。

シリアは、should と言っており、shall として強制するものではないと譲歩しつつ、25 年前の勧告で現在では considering が全く意味をなさないものがあることも指摘したが、オランダからは決議 1-5 に準じるべきであり、イランからも同決議の 11.1 節の 10-15 年も考慮すべきとコメントがあった。

結果、これら意見を議長が取りまとめた TEMP 文書では、決議 ITU-R 1-5 の§11 を参考に、10-15 年経過した古い勧告をケースバイケースで柔軟に対応することを求める、と記述された。

- 古い研究課題については、イタリアから「8 年以上経過したものは削除し新しい研究課題と入れ換えるべきとの意見があるが、これについて RAG の見解を問う」との提案があった。ITU-R 事務局から「決議 ITU-R 5-5 の considering, 決議 ITU-R 1-5 の

1.6 項に、「2 会期にわたり寄書のない課題、また研究が実質完了している課題は然るべく理由のない限り削除が原則である」とのこれまでの解釈が紹介された。

その他、以下の通り議論が行われ、結論要旨の TEMP 文書に記述された。

- SG6 副議長より、§2 ITU テキストの引用と解釈、§3 SG 会合での時間の有効活用、§4 勧告案採択への技術的反論、及び、§5 理由のある反対についての改善提案 (Doc. 2 (V-Ch, SG 6)) が説明された。§2 については、解決案に合意が得られたが、§3-5 についてはシリアの反対があった。

また、イタリアより、§1 古い研究課題・勧告の扱い、§2 勧告採択反対の手続き、§3 手続きの解釈及び§4 委任状と会合出席者の認定に関するガイダンス (Doc. 5 (Italy)) を求められた。§1 について研究課題は 8 年での見直しが原則、勧告は 10~15 年改訂されていないものは、レビューして継続／削除を決めるという Resolution ITU-R 1-5 の説明が事務局よりなされた (前項参照)。

結果、Doc.5§4 については、イタリアが直接あるいは理事会を通して PP に提出することとし、それ以外については、SG 議長・副議長(CVC)会合に送るのが適切となった。(なお、TEMP 文書には関連する ITU-R 決議として ITU-R 決議 5-5&1-5 の解説が記述されている。)

- ローデ・シュワルツ社より、ハンドブック作成に関する Membership のあり方について問題点が指摘された (Doc. 12 (Rohde & Schwarz)) が、BR 局長および SG1 議長より、ルールの問題ではなく、運用の問題であることが指摘され、RAG として BR 局長に対し適正なルールの運用を行うよう助言することとされた。

なお、本件についての要約結論について、ローデ・シュワルツ社より内容の明確化を確認するためのコメントが提出され、ANNEX に記載されている。

- 日本より、勧告のエディトリアルな修正については、脚注に記載されるだけで勧告版番号が変わらないことから混乱を招くと指摘し、Suffix を付加するなどの改善が提案 (Doc. 14 (Japan)) された。これに対して、BR より趣旨は妥当であり、情報システム部門を含めて検討するとの説明がなされた。シリアも支持を表明し、ITU-T の方法も参考にしようコメントがあり、RAG として BR に対し、改善案を具体的に検討するよう助言することとされた。

- SG4 議長より、既存勧告の記載内容が、その後の WRC の結果により整合性が損なわれる場合、勧告を改訂すべきかどうかについて、SG4 の検討状況の報告 (Doc.15 (Ch SG 4)) があった。SG4 では、不整合をきたす勧告のリストを作成する作業を始めており、当該勧告を次に改訂する機会に整合性を図る方針であることが説明された。

シリアより、勧告に RR を無用に参照すべきでなく必要最小限にすべきとのコメントと、SG5 議長より SG5 でも同様の作業を既に行っていることの紹介があり、本件に

については、RAG として状況をノートすることとされた。

- 米国より、ITU-R の勧告やレポートで用いる新しい用語の定義について、ガイドラインを RAG から SG にアドバイスするよう提案 (Doc. 18 (USA)) された。(米国の意図は、新技術に必要な定義を「RR で規定するのではなく勧告で規定すべき」にあったと思われるが、SG で RR の内容を議論できないことは明白なので、原提案から「RR ではなく」の表現を取り下げた。)

これに対して、イランから、新技術や新しいアプリケーションとは何か曖昧であり、SG へガイドラインを RAG がアドバイスするのは不相当との懸念がだされ、サウジアラビアも既存の定義に従うべきと指摘した。

一方、スウェーデン、オランダ、ドイツから、新技術に対応するために必要として、米国提案を支持した。

イタリアは、ここでいう「定義」には二つあり、規制の観点から意味合いをもつ定義と、レポートなどを理解するために必要と思われる前提理解として解説される定義とふたつある点に注意が必要で、ITU-T では勧告内で用語の定義を明記していることを指摘した。

シリアは、CCV(Coordination Committee for Vocabulary)議長として、ITU-T のやり方も一案であることは理解するものの、このテーマは決議 142(Antalya, 2006)に反し、PP で議論すべきテーマであり、BR 局長への助言という形で、RAG が今できることはないとして、イランを支持した。

結果、議長により、RAG としては、新しい用語の定義の必要性は認められるが、条約レベルのものも含む定義のあり方は PP で議論すべきと集約された。

- 韓国より、文書の電子ファイル名の管理を改善するよう提案 (Doc.23 (Korea)) され、Doc.14 の日本提案と同様に、趣旨の妥当性が認められ、BR で前向きに検討が進められることとされた。(この部分の要約に対するエディトリアルな指摘について、エジプトのコメントが ANNEX に掲載されている。) また、7月の CPM テキストの締め切り後も、WP において通常の作業を効率的に進めることが確認された。

#### 4. ITU-T や ITU-D、その他組織との協働

(Agenda item 4.3: Liaison and collaboration with ITU-T and ITU-D Sectors and with other organizations)

##### (1) BR からの報告 (Doc.1 §3.4)

BR からの報告後、JCA(joint Coordination Activity)から ITU-R との連携例として Accessibility and Human Factor の紹介があり、ITU-R からの representative に山口氏が指名されたことが報告された。また、TSAG 議長からも、先週開催された TSAG でも連携に関しての議論が行われたと報告された。

- (2) PLTに関するITU-T勧告G.9960関係(Docs. 3 (Ch, SG 6), 6 (Italy), 9 (IARU), 11 (Ch, SG 5), 16 (USA) and 24 (Ch, SG 1))

ITU-Rの関連部門に大きな影響があるにもかかわらずITU-TがITU-Rに相談もなくPLTに関する勧告を作成したことに対して懸念し対策を求める上記文書に対し、一括して審議が行われた。

TSAG議長からは、先週のTSAG会合でITU-R SG1議長からPLT問題の今後の取り組み法について提案(PLTの無線通信方式への影響の検討はITU-Tの専門家を含めてITU-R WP1Aで行う)があり、ITU-T側がこれを了承したこと、Joint Coordination Activityを承認したこと、すでにSRD, RFID, Sensor network等についての連携が行われていること、さらにJoint Leadership Meetingの提案もあったこと等の報告があった。

議長からは、RAGとして重複を避けるような調整メカニズムを作るべきといったリエゾン文書作成の提案があったが、イランから、既にTSAGで合意が得られているので、議長報告にRAG consider the need coordination between ITU-R and ITU-T, particular PLT issue, and invite Director to continue to avoid this situationとの文言を記述するだけで十分であるとの意見で、サウジアラビアもイランの意見に賛同した。中国は、セクター間での調整が重要であることを再度強調するだけでなく、各セクターの所掌範囲そのものを明確に定義する必要があると考えること、オランダからは、SG1はHuman ExposureについてはITU-Tの動向をモニターすべきであるとの意見が出された。さらにシリアもリエゾンは不要と考えており、RとTの間で十分な対応が既にとられているという見方があるようだが、Tからのコメントでは「CISPRとITU-Rのガイダンスにのっとり、ITU-T G.9960の勧告内に指定される出力レベルを特定していく」との発言があったがWP1AはCISPRの基準を認めておらず、PLTの問題はそれほど容易に解決できるものではないのではないかという懸念が述べられ、韓国からはPLTの国内放送への影響を危惧する点の指摘があった。

以上の議論を踏まえて、リエゾン文書の作成は行わず、これら意見を議長が取りまとめたTEMP文書では、RAGは、本課題についてリエゾンの活動がとられていることに満足しており、今後もこのような問題が起こらないよう重複分野について引き続き各局長が努力するよう要請する、と記述された。

なお、本件について、SG5議長より、本課題のPLTに限ることなく「PLTを含む協働課題についてリエゾン活動がとられていること」とのコメントが提出されANNEXにて記載されている。

- (3) セクター間のジョイントラポーターグループの創設について

日本からInter-sector Joint Rapporteur Groups設置の仕組みの検討(Doc.13(Japan))について求めた。

バチカンからは、RAでの所掌事項であり、かつてJoint Rapportuer Groupが存在した

が、それは決議 1-5 に基づくものであって、セクター間の Joint Rapporteur Group としては非公式であったこと、カナダからは、TSAG で協力体制の議論が行われたが、ジョイントグループの仕組みを正式に作ることは避けた方がよいというのが参加者の大勢であり、他の仕組みを用いるべきとの意見が大勢であったということと、やはり正式な体制には RA, WTSA, PP の決議の見直しが必要であること、イランからは、本件は正式には RA の議題であり、ノートするにとどめるべきであること、SG6 議長からはメカニズムとして非公式な形も考えられること、の意見があった。

シリアからも、ITU-R と ITU-T の間の Joint Working Parties や Joint Rapporteur Groups が過去にあったにもかかわらず規定が明確でないことから、SG 議長により作成できること (Doc.26 §4 (Syria)) の提案があった。

BR 局長からは、シリアの提案も正式に作成するものではない点が指摘され、議長からも本件も Doc.13 と同様 RA マターであり非公式レベルでは実態として協力形態が行われているとのことであった。しかし、シリアは、条約 11 条の A の 160E 項により RAG は SG に指針を提供できること、160F 項には 3 セクター及び各事務局との協力及び調整を促す手段を勧告する役割があること、憲章 12 条と 17 条にも R、T、D セクタ間の緊密な連携が図られるべき、と記載され、TSAG、TDAG はそれぞれの対象組織に対し、特定のテーマについての助言をしており、RAG も SG の作業に関して BR 局長を通じて SG に助言ができるはずと主張した。イランも憲章第 21 条 119 項により共通の興味事項に関するセクター間にまたがる協力についても記載されていること、が指摘された。

そこで、議長より各 SG 議長に特別の権限を与える必要なく必要に応じてグループを設置できる点が再確認された。

以上の議論を踏まえて、これら意見を議長が取りまとめた TEMP 文書では、R と T とのセクター間グループの設置に関する公式なメカニズムは両総会での対応であり、R では決議 ITU-R 6-1 の改訂事項であるが、TSAG から非公式公式でのメカニズムがすでに行われていることが報告されたので、次回 RA 待たずに協力体制を過去の例に従って適用するよう助言する、と記述された。

#### (4) 3 セクターの協力体制

シリアから、3 セクターのアドバイザーグループの議長副議長が理事会に出席してセクター間の協力を進めるべきとの提案 (Doc.26 §2 (Syria)) が行われた。

サウジアラビア、イランの支持があり、カナダの TSAG 議長からも原則同意が表明された。さらにシリアから TDAG の議長も賛成しているとの報告もあった。イランからは他の議長に RAG から合同会合を要請するべきであるとの指摘もあり、これらが議長ノートされた。



## (5) 報告事項

SG13 から (Doc.8 (ITU-T SG 13) ) のセミナー等の情報提供、及び、JCA からのバーチャル会合の報告 (Doc.25(ITU-T JCA-AHF Convener)) により ITU-R からの Convener の推薦を依頼され、議長ノートされた。

## 5. WRC 関係事項

### (1) WRC-12 に向けた SG の対応

(Agenda item 4.2: Study Group preparations for WRC-12)

米国より、CPM テキストの締め切り日から WRC-12 まで約 1 年半あるため WRC 課題の議論を補足するための ITU-R の研究のメカニズムについて 4 点の提案 (①CPM レポート期限を過ぎても補足研究はできるが、以下の②③④の条件のもとに限ること、②CPM-1 で認められた責任 SG に限ること、③責任 SG による補足研究は決議 ITU-R 1-5 に則りレポートか勧告の形によらねばならないこと、④CPM テキストのメソッドを修正してはならず、追加的な技術検討に限ること) がされ (Doc.17(USA)) 議論が行われた。

本件については、賛意が得られず、

- ・ CPM 議長からは、Responsible Group はいかなる文書も追加することはできないが、CPM で各主管庁が追加文書を提出することはできる。また、決議 ITU-R 1-5 10.1.2 節の通り、SG 議長は勧告を直接提出することもできること
- ・ シリアからは、いくつかのワーディングについて問題があること、CPM-2 以降でも検討は継続できること
- ・ ドイツからは、制限するべきではなく、本内容は議長ノートのみ行い、Director に報告することは不要であること
- ・ スウェーデンからは、CPM テキスト締め切り後でも検討は継続されるべきであること
- ・ オランダからは、WP1A が責任グループである議題 1.6 を例に挙げて、concerned group が研究を行っている場合には②では問題があること
- ・ イランからは、本来の ITU-R の進め方と矛盾しているので no action にするべきであること
- ・ シリアからは、各主管庁が SG に貢献するのは自由であること

の指摘があり、議長からこれら意見をノートすることとなり、TEMP 文書においても RAG からの言及はしないこととされた。

### (2) WRC-07 報告

(Agenda item 5.1: WRC-07 post-conference activities)

BR より報告 (Doc.1§4.1) の内容が紹介され、以下の通り意見が出された。

シリアより、§4.1.2 緊急通信データベース (決議 647) について、ITU 全セクターに

関連したテーマであるため、ITU 全セクターからの AG 議長が集まる非公式会議の場にて本テーマを扱って欲しいとの要望が寄せられた。BR はデータベースへの登録が現時点では限定的である点を指摘し、主管庁からのより活発な登録を奨励した。これに対しカナダから、本データベースの登録に適切な周波数を特定することは多様な組織との調整が必要な極めて煩雑な作業である点が指摘された上で、同国主管庁はできるだけ早く対応できるよう現在、鋭意取り組み中である旨が付言された。

シリアより、§4.1.3（決議 80）について、本テーマを SG4 と RRB が所掌している点を踏まえ、RAG から各主管庁に対し、SG4 と RRB へのインプットを求めてもらいたいとの要望があった。一方、これに関連して SG4 議長より、決議 80 については WRC-12 に向けて継続的に SG4 にて議論が進展していること、既に主管庁からの意見を求めており、現在、具体的なインプットを待っている段階であることが情報提供された。

### （3） WRC-12 に向けた準備状況

（Agenda item 5.2: WRC-12 preparations）

BR より報告（Doc.1§4.2）が行われた。

イランより、決議 95 について、決議、勧告の見直しに関する BR の見解を CPM の前にできるだけ早く提示して欲しいとの要望があった。BR からは次回の RAG は CPM 会合の後になってしまうため、BR の決議、勧告の見直しに関する見解についてはできるだけ早くオンラインで公開したいとのコメントがあった。

## 6. その他

### （1） 運用計画案

（Agenda item 6.2: Draft Operational Plan (Doc.1 (§2.6))）

Draft Strategic and Financial Plans for 2012-2015 について、BR 局長および理事会 WG 議長より状況の紹介があり、ITU-R に関わる内容に対する RAG のコメントを 4 月の理事会へ入力するプロセスが説明された。

米国は、表現の修正とともに、内容の追加修正を small group で議論することを提案（Doc.22 (USA)）した。これに対して、イランから理事会などで議論された枠組みを変えることに強い反対が示され、ロシアも議論には準備が必要として、拙速な扱いに反対を表明した。米国は、非公式意見交換でもよいと譲歩したが、イタリアから、理事会 WG へ R セクターの見解を示すべきとの意見が出され、シリアからコレスポネンスグループで検討を継続する案も出された。一方、ドラフト原案で充分との強い意見が、ロシア、イラン、アルメニア、レバノン、サウジアラビアから出された。

結果、議長により、ドラフト原案をエンドースし、米国からの入力はノートするよう集約された。

また、韓国から、Operation Plan の Objective に関して、CPM 関連活動が WRC 直結事

項か通常の Study Group 活動かについて指摘があったが、議論の末、原案（通常の SG 活動）で問題ないと集約された。

## （２） セミナー及びワークショップ

（Agenda item 7: Seminars and Workshops(Doc.1 (§5)))

BR からの説明後、カメルーンより、以前は地域セミナーがあったが、近年ではこれがグローバルセミナーに置き換えられている方向かという質問があり、BR からそうではなくて、双方共に重要な位置づけにある点が解説された。セネガルより、過去のグローバルセミナーに出たが、重要なテーマがかなり短時間に取り扱われるため必要な専門性が身につかないという短所が指摘された。これらの背景から地域セミナーの重要性が言及された。シリアからは、ITU-R によるより積極的な関与が求められたと同時に、常に次の WRC、WTDC 開催までに少なくとも各地域にて 1 回はワークショップが開催されるべきとの意見が出された。これに対し議長は、そのような要望に応えられそうカリソース面について事務局が今後検討するとした。

## （３） セクター間の活動

（Agenda item 8: Inter-Sector activities(Doc.1 (§7)))

BR より紹介され、シリアより本テーマの特性から 3 セクターに渡る継続的協力を求める意見が出された。

米国より、ハイチにおける緊急災害救助通信支援の活動が報告（Doc.21 (USA)）された。BR より、本文書に例証される通り、衛星と地上波無線の双方は緊急時に重要な通信手段となるため、災害支援は ITU-R ひいては ITU 全体にとっても重要な課題であり、今後、勧告作成を検討していく必要性が言及された。シリアから米国に対し、本文書には極めて有用な情報が含まれているため、これを ITU-R SG4、5、6、および ITU-D SG2 に送ってほしいとの要望が出された。

## 7. 次回 RAG 会合の日程

次回会合の日程は 2011 年 6 月 27 日～7 月 8 日のうちの数日間で開催が予定されていることがアナウンスされた。



**Document RAG10-1/ADM/1-E**  
**16 February 2010**  
**Original: English only**

## DRAFT AGENDA

### SEVENTEENTH MEETING OF THE RADIOCOMMUNICATION ADVISORY GROUP

Geneva, 17-19 February 2010  
(Room B, ITU Tower)

#### Document RAG10-1/

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | Opening remarks   |  |
| 2 | Approval of the agenda  |  |
| 3 | Council and Plenipotentiary issues  |  |
|   | 3.1 Decisions of Council-09 relevant to RAG   | 1 (§2)   |
|   | 3.2 Other Council and Plenipotentiary issues  | 16 (§2.5), 19, 20,<br>23 (§5), 27  |
| 4 | Study Group activities:   |  |
|   | 4.1 Working methods and activities of the ITU-R Study Groups                            | 1 (§ 3.1, 3.3;<br><del>Add.2</del> ), 2, 5, 10,<br>12, 14, 15, 18, 23,<br>26 |
|   | 4.2 Study Group preparations for WRC-12   | 1 (§ 3.2), 17  |
|   | 4.3 Liaison and collaboration with ITU-T and ITU-D Sectors and with other Organisations | 1 (§ 3.4), 3, 6, 8, 9,<br>11, 13, 16, 24, 25,<br>26, 28                      |
|   | 4.4 Report by the Chairman of the Correspondence Group on EDH                           | 4  |
| 5 | WRC issues  |  |
|   | 5.1 WRC-07 post-conference activities   | 1 (§ 4.1)  |
|   | 5.2 WRC-12 preparations   | 1 (§ 4.2)  |

6	Strategic, Financial and Operational Plan	1 (§ 6)
6.1	Performance Report for 2009	
6.2	Draft Operational Plan for 2011-2014	<u>1 (§ 2.6)</u>
6.3	Report by the Chairman of the Correspondence Group on Operational Plan	
6.4	<u>Contributions for RAG on progress</u> Progress reports on the preparation of the draft Strategic and Financial Plans for 2012-2015	7, 22, <u>30</u>
7	Seminars and Workshops	1 (§ 5)
8	Inter-Sector activities	1 (§ 7), 21
<u>8bis</u>	<u>Draft summary of this meeting for certain critical issues</u>	<u>TEMP 1</u>
9	Date of next meeting	
10	Any other business	
-	Statistics on Sector Member participation	1(Add.1)
-	<u>IPR Issue</u>	<u>1(Add.2)</u>
-	<u>Summary of meeting 16th RAG</u>	<u>29</u>

J.B. YAO KOUAKOU  
Chairman, Radiocommunication Advisory Group